

山側住宅団地住み替え促進マイホーム取得助成事業実施要綱（経過措置）

（趣旨）

第1条 この要綱は、昭和40年代から60年代にかけて国道6号西側の市街地縁辺部において開発され、同時期に同世代の住民が移り住んだことにより偏った年齢構成となっている山側住宅団地において、幅広い世代の居住を促し、活力ある住環境を維持し続けることを目的に、山側住宅団地で住宅を取得する子育て世帯及び若年層に対し、予算の範囲内で助成することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取得 契約に基づき、住宅を建設又は購入すること。ただし、一親等の親族との契約を除く。
- (2) 増築 契約に基づき、既に居住している住宅について、居住部分に係る増床を10平方メートル以上行うこと。
- (3) 新築住宅 新たに建設された一戸の住宅（併用住宅を含む。）で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。）をいう。
- (4) 併用住宅 同一建築物内に居住部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等の部分が併存している住宅をいう。
- (5) 子育て世帯 新築住宅の取得又は増築（以下「住宅の取得等」という。）に係る契約日又は助成を申請する日において、18歳未満の子等を有する世帯をいう。
- (6) 若年夫婦 住宅の取得等に係る契約日又は助成を申請する日において、いずれかが45歳未満である夫婦をいう。
- (7) 年度 地方自治法第208条第1項に規定する毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる会計年度をいう。
- (8) 山側住宅団地 市内の山側に位置している昭和40年から昭和60年代に開発された高鈴台団地、山の神団地、青葉台団地、堂平団地、平和台団地、小咲台団地、中丸団地、塙山団地、金沢団地、台原団地、根道ヶ丘団地、みかの原団地の12団地を指す。（別図参照）

（助成対象者）

第3条 この要綱に基づき助成を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 子育て世帯、若年夫婦又は住宅の取得等に係る契約日若しくは助成を申請する日において45歳未満の者（以下「助成対象者」という。）であること。
- (2) 山側住宅団地内に次の要件を全て満たす住宅の取得等を行うこと。
 - ア 次のいずれかに該当する住宅の取得等に係る契約を書面で締結していること。
 - (イ) 締結日が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間である契約
 - (ロ) 締結日が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間であり、かつ、完成日又は引渡し日が令和7年4月1日以降である契約
 - イ 助成の申請日までに当該住宅の所有権の保存又は移転の登記（増築の場合には増築の登記）を完了すること。
 - ウ 居住部分（増築の場合は、増築前の居住部分）の延床面積が50平方メートル以上であること。
- (3) 助成対象者が属する世帯及び同一住宅に居住する者（以下「助成対象世帯等」という。）の全員が、助成の申請日までに、前号の住宅に居住し、住民登録を行うこと。
- (4) 助成対象世帯等の全員が、日立市の税金、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していないこと。
- (5) 助成対象世帯等の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）と認められる者に該当しないこと。
- (6) 助成対象世帯等の全員が、同一の住宅について、この要綱及び住宅の取得又は増築を目的とした他の公的制度による助成を受けていないこと。ただし、市が進める脱炭素化の促進による住宅の高度化を目的として行う脱炭素化促進事業補助（ZEH）又は高い省エネ性能を有する新築住宅の取得を目的として行う助成を除く。
- (7) 取得又は増築した住宅が助成対象世帯等の居住の用に供されること。

（助成対象経費）

第4条 助成対象となる経費は、住宅の取得等に係る経費とする。

（助成額）

第5条 助成額は、50万円とする（交通支援10万円含む。）。

（助成の申請）

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山側住宅団地住み替え促進マイホーム取得助成申請書（経過措置）（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、助成を申請する日が

属する年度の3月31日（同日が日立市の休日を定める条例第1条に定める休日に当たるときは、市の休日の前日）までに市長に提出しなければならない。

(1) 助成要件を満たすことを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

（助成の決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成の適否を決定し、山側住宅団地住み替え促進マイホーム取得助成決定通知書（経過措置）（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項に基づき助成の適否を決定するときは、規則第6条の3に規定する交付すべき補助金等の額の確定を併せて行う。

（実績報告）

第8条 規則第6条の2による補助事業等実績報告書の提出は省略する。

（助成の請求）

第9条 規則第8条による補助金等交付請求書の提出は省略し、第7条第1項に規定する決定通知書に記載の日に請求があったものとみなす。

（財産の処分の制限）

第10条 助成を受けた者は、助成対象住宅の取得日（所有権の保存又は移転の登記が完了した日）から起算して10年の期間について、正当な理由なく住宅を処分（売却等）してはならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。